

令和元年 10月 15日
柏市健康福祉審議会第 3回児童健康福祉専門分科会

第 3 期柏市ひとり親家庭等自立促進計画について（総論）

■ 基本理念

すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を

厚生労働省が平成 27 年に実施した国民生活基礎調査によると、相対的貧困率は 15.7% であり、子どもの貧困率は 13.9% と 7 人に 1 人の子どもが「相対的貧困」であると示されています。これは、平成 24 年の前回調査と比較すると、相対的貧困率は 0.4 ポイント、子どもの貧困率は 2.4 ポイント、それぞれ改善されています。

しかしながら、ひとり親世帯においては、50.8% が「相対的貧困」にあるとされ、前回調査の 54.6% から改善傾向にはあるものの、依然として半数以上が厳しい生活状況にあることを示しています。

国では、平成 26 年に子どもの貧困対策の推進に関する法律を制定し、国と地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下、その対策に向けて総合的に取り組むこととされました。平成 27 年からは、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等が増加傾向にあるとし、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を含めた「すくすくサポート・プロジェクト」に取り組んでいるところです。

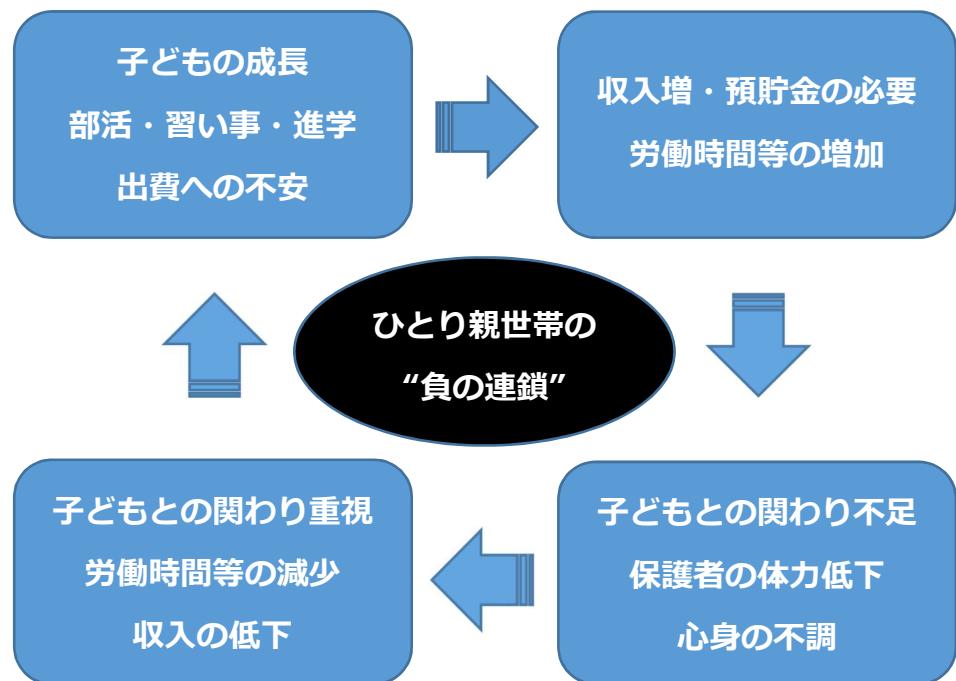
そのような中、柏市においても、平成 22 年度から取り組んでいる「ひとり親家庭等自立

促進計画」に加え、平成28年度には「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「すべての子どもたちが、自身の努力の及ばない不利な環境により将来への道を閉ざすことなく、夢と希望を持って安心して育つことができるまちづくり」に向けた対策を進めていますが、とりわけ、仕事と子育てをひとりで担わなければならないひとり親やその家庭の子どもが抱える課題は、複雑かつ困難なケースも多く、ひとり親家庭が孤立することなく、社会全体で応援し、支援につながる仕組みが求められています。

「子どもの貧困対策」における課題は、経済的困窮にある世帯の子どもたちが、十分な教育を受けられず、進学や就職において不利な状況となり、収入が高い職業に就けず、子どもたちの世代も貧困に陥ってしまうという、いわゆる「貧困の連鎖」にあるとされていますが、加えてひとり親家庭には、次のような特有の“連鎖”が見受けられます。

ひとり親世帯では子育てと生計の維持を一人で担わなければならないため、子どもの成長とともに必要となる教育費等への経済的不安を抱えると、保護者は労働時間を増やし収入や預貯金の増加を図らざるを得ません。その後、就労によって経済的な不安は解消されしていく一方で、子どもとの関わりが不足してしまい、生活や学習の習慣が乱れるなどの子どもの健やかな成長に関わる新たな課題が生じてしまう傾向にあります。しかし、子どもとの関わりの時間を重視すると、今度は労働時間が不足し十分な収入が得られず、将来への経済的不安が大きくなりがちです。このような“負の連鎖”的なため、多くのひとり親世帯が十分な収入を得られない状況にあると考えられます（ひとり親世帯の“負の連鎖”イメージ図参照）。

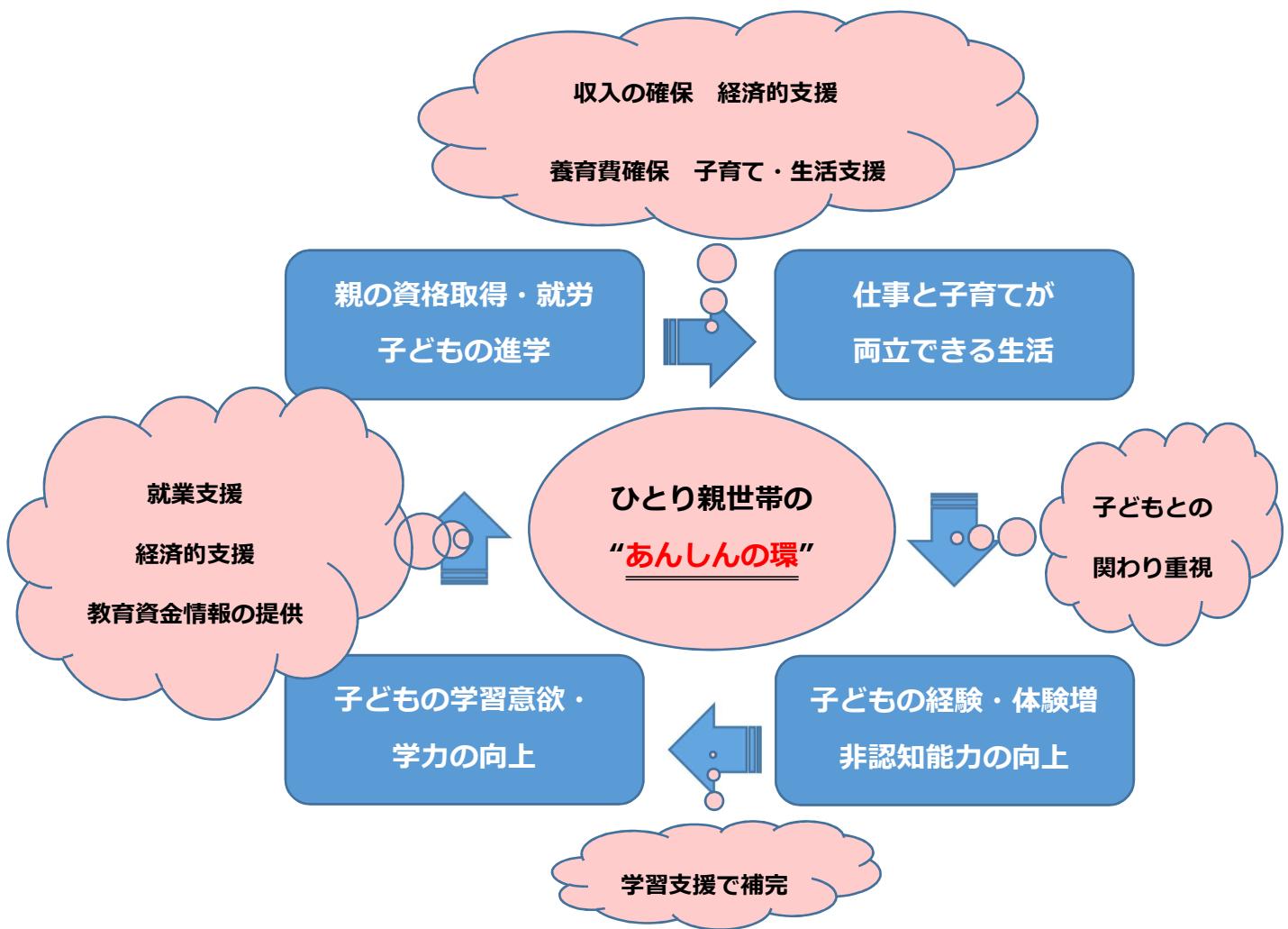
【再掲・ひとり親世帯の“負の連鎖”イメージ図】



そこで、令和2年度から5か年計画で始まる第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画では、基本理念に「すべてのひとり親家庭等に“あんしんの環”を」を掲げます。

ひとり親家庭の経済的自立と安定した生活への支援に取り組むことで、親の資格取得や就労が進み、保育サービス等を通した仕事と子育ての両立できる環境が生まれます。それに伴い、生活の安定とともに保護者にも精神的な余裕が生まれ、子どもとの関わりは増し、家族旅行やレジャー、習い事などの子ども自身の経験・体験が増えることによって、学習意欲・学力も向上し、子どもが進学や就職することで、将来の経済的自立を促す——という姿を描きます（ひとり親世帯の“あんしんの環”イメージ図参照）。

【ひとり親世帯の“あんしんの環”イメージ図】



第3期計画においては、このような“あんしんの環”となる環境を目指して、第2期計画における成果と課題から見直しを図り、府内外の関係部署・機関と連携をさらに深めます。あわせて、令和元年度に見直された「子供の貧困対策に関する大綱」や令和2年度から始まった「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン（第4期計画）」などの国や県の方針・動向、「子ども・子育て支援事業計画」など府内の関連計画との整合性を図りながら、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」「相談支援」の5つの基本目標を設定し、各自立支援施策について計画的に推進していきます。

■ 基本的な視点

施策に向けての4つの視点

この計画は、第2期までの取り組みや課題を踏まえて、ひとり親家庭の生活の安定と、そのような家庭にある子どもたちが、将来向かって夢や希望を持って地域で生活できるよう、以下の4つを基本的な視点として取り組みます。

① 必要な支援に結び付けられる仕組みづくり

ひとり親家庭においては、第2期計画までの取り組みの中でも、複雑かつ困難な課題を抱えるケースが増え、一人ひとりの親や子どもに寄り添った対応が求められているところです。また、ひとり親アンケート調査の結果からも、同居人等の支援が得られにくかったり、健康に不安を抱える保護者は増加傾向にあり、そのような家庭が孤立することなく、必要な相談支援に結び付く必要があります。また、支援事業等の情報がひとり親家庭に十分に認知されていない状況もみられることから、支援が必要な家庭に必要な支援が結び付けられる仕組みづくりに一層取り組みます。

② ひとり親家庭等の生活の安定

ひとり親家庭において、十分な就労収入を得ることは、安定した生活と子育てを両立していくうえで重要な課題です。多くのひとり親が就労しつつも十分な収入を得られない理由が不安定な非正規雇用にあることは、計画策定時から変わらない状況にあります。

す。アンケート結果からは、正規雇用で就労するひとり親の負担感や、正規雇用に踏み切れない背景などが見られることから、安定した雇用や収入が得られる資格の取得促進や、ハローワーク等との連携による就業支援に取り組みます。また、就労と子育てが両立できる環境づくりに引き続き取り組みます。

③ 子どもたちへの支援

どのような家庭環境にあっても、子どもたちが将来に夢や希望をもって健やかに成長できるよう、子どもたちの最善の利益を考えた子どもたちへの支援が求められています。就労に励む保護者とその子どもとの関りの不足による“負の連鎖”が生じぬよう、子どもの健やかな育ちや発達・教育・進学などにおいて、切れ目のない支援を推進します。

④ ひとり親家庭を支える地域づくり

様々な課題を抱えるひとり親世帯の子どもたちが健やかに成長していくためには、地域全体でその家庭や子どもたちを支える環境が必要です。ひとり親が子育てと両立できる就労環境や、放課後等における子どもたちの居場所づくりなどについて、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体に情報提供するなど地域との連携を踏まえた対策に取り組みます。

■ 基本目標と施策の方向性

基本目標 1) 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭が仕事と両立して、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、多様なニーズに応じた保育サービスの充実を一層図ります。

ひとり親家庭の子どもの中には、親との関わり不足や子ども自身の経験・体験不足から、前向きに生きるための自己肯定感や意欲をはじめ、学習の土台となるコミュニケーション能力等の非認知能力が得られていないケースも見られます。「貧困の連鎖」を防止する観点からも、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援を強化することで、子どもの生活を含めた基礎的な能力等の向上につなげます。

住宅については、公営住宅を活用した支援を引き続き行っていくとともに、DV や離婚等によって生じる緊急的かつ一時的な住宅確保等に関する支援策について検討していきます。

①保育サービスの充実

②生活・学習支援の強化

③住宅確保に向けた支援

基本目標 2) 就業支援の推進

ひとり親家庭の就労率は高いものの、依然として非正規雇用率が高い状況にあり、母子世帯の年間収入は、前回のアンケート調査結果から大きな変化は確認できませんでした。ひとり親家庭の多くは、生計の維持と子育てを一人で担わなければならぬため、就業に当たって労働条件での制約を受けたり、職種や雇用形態の選択の幅が狭められる等の困難を伴うことが少なくありません。アンケートの結果においても、ひとり親家庭の正規雇用者の負担は決して少なくなく、正規雇用での就労による安定した収入を求めてはいるものの、転職には至らない状況が見受けられます。

ひとり親家庭が仕事と子育てを両立できる就労環境の整備に向けて、地域における雇用機会の創出だけでなく、ひとり親家庭の自立支援への理解が深まるような啓発に努めていく必要があります。

子育てとの両立から市内での就労を希望するひとり親家庭は多く、就労環境や雇用機会の拡大について啓発等を行う際には、市内事業者をはじめ、経済団体やハローワーク等の関係機関との連携を強化して、双方のニーズに応じた情報共有や雇用促進を図ります。

雇用環境の改善等については、中長期的な取り組みを要することから、雇用機会が多く、比較的安定した収入を確保することができる看護師等の資格取得をあわせて推進していきます。そのため、資格取得中の生活を支援する給付金・貸付事業を通じた自立の促進に引き続き取り組みます。

①企業等への啓発の推進

②ハローワーク等との連携強化

③資格取得の推進

基本目標3) 養育費確保支援の推進

養育費は、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立のためだけでなく、子どもを監護・教育するために必要な費用です。しかしながら、養育費の取り決めや確保にあたっては、依然として「請求先である相手と関わりたくない」「請求しても受け取れそうにない」との理由から、相手との関わりを拒否して子どもの権利を親が放棄する状況にあります。引き続き養育費の重要性を訴え、社会的認識を高める普及啓発の推進に努めます。

あわせて、適切に養育費を受け取ることができるよう、母子・父子自立支援員による相談業務と専門知識を有する弁護士による法律相談業務を充実させます。養育費の取得に向けて相談に至ったひとり親家庭の方が、実際に養育費を受給できる割合は多いことからも、引き続き相談機会の拡大に取り組みます。

また、やむを得ず相手と関わりを持てない方が養育費を受け取れる支援を、民間事業者と連携するなど検討します。

①普及啓発の推進

②養育費相談の充実

③民間事業者との連携

基本目標 4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の経済的な支援については、生活の基盤となる児童扶養手当等の各種手当の支給や福祉資金貸付の適切な周知と支給に引き続き取り組みます。

なかでも福祉資金貸付は、高校・大学などの進学時に必要な修学資金と就学支度資金が多くを占めており、この貸付制度が子どもの教育資金を支えています。

あわせて、児童の教育に係る就学援助だけでなく、国や県等で取り組まれている教育無償化等の施策については、適時に適切な情報発信に努め、制度の活用によって多くのひとり親家庭が抱える、子どもの成長に伴い大きくなる教育費の不安と負担の解消に努めます。

①児童扶養手当等の給付の推進

②福祉資金貸付の推進

③教育費の支援

基本目標 5) 相談支援体制の推進

これら4つの基本目標の土台となるのが相談支援体制の強化です。すべてのひとり親家庭を“あんしんの環”の状態に近づけ、安心して自立した生活を営めるようにするには、各家庭が抱える様々な課題や要望を把握・整理して適切な支援につなげる必要があります。

そのためには、児童扶養手当の現況届の窓口提出時など面談の機会を有効に活用するとともに、母子・父子自立支援員をはじめとするひとり親家庭の自立支援に関わる人材の資質の向上に努めます。

また、支援が必要な家庭が孤立することなく、適切な支援に結び付けられるよう、府内外の関係部署だけでなく、ひとり親と接する機会のある地域福祉を担う団体との連携を深め、多様な支援施策や社会資源などの情報を収集するとともに、的確に提供できるよう取り組みます。

支援施策の中には、ひとり親家庭にとって認知度が低く利用されていないものもあり、施策がひとり親家庭のニーズに合っているのかを検証し、必要に応じて見直すとともに、既存の各事業の効果を十分に得られるよう、ひとり親家庭の各々にとって必要な情報を確実に得られるよう情報提供の充実を目指します。

そのために、これまで行ってきた広報紙や子育てサイト「はぐはぐ柏」などの電子媒体に加えて、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用した情報発信の手法を検討します。紙媒体を通じても、ひとり親家庭が何度も情報に触れる機会を作るように努めます。

①相談支援体制の強化

②情報提供の充実